

平成30年11月29日  
大 阪 税 関

関係者各位

年末年始期間中における税関業務について（お知らせ）

大阪税関管内の税関官署において業務を行う時間については、「大阪税関における税関官署の開庁時間について」（平成30年6月29日揭示第28号）により公示しているところですが、年末年始期間中（平成30年12月29日（土）から平成31年1月3日（木）までの間）における税関業務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、お知らせします。

## 記

## 1. 監視取締関係業務

本関	全日終日対応	監視部取締通関部門において対応
関西空港税関支署	全日終日対応	取締部門及び旅具通関部門において対応
その他の官署	全日閉庁	—

## 2. 通関関係業務及び保税関係業務

南港出張所	8時30分から17時15分まで対応 (ただし、1月1日（火）を除きます。)	特別通関部門において対応
関西空港税関支署	全日終日対応	特別通関部門において対応
その他の官署	全日閉庁	—

- ※1 閉庁の官署に対して輸出入申告等を行う予定がありましたら、12月28日（金）17時までに申告等予定官署にご連絡ください。
- ※2 輸出入申告に際して自由化申告を行う場合は、蔵置官署に対しても検査対応等について事前にご相談ください。
- ※3 南港出張所又は関西空港税関支署に対して、通関関係業務又は保税関係業務に関する緊急のご相談等がある場合には、下記までお問い合わせください。
- ・南港出張所 特別通関部門（Tel. 06-6614-5308）
  - ・関西空港税関支署 特別通関部門（Tel. 072-455-1718）